

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、蓮田市から蓮田市の区域内において行われる蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課
埼玉県中央環境管理事務所
埼玉県東部環境管理事務所
鴻巣市環境課
上尾市環境政策課
桶川市環境対策推進課
久喜市環境課
北本市環境課
蓮田市産業団地整備課
白岡市環境課
伊奈町環境対策課

二 縦覧の期間

令和六年五月十七日（金）から令和六年五月三十一日（金）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）